

ID: 262

担当部署: 町民生活課

<b>処分の概要</b>	違反者に対する許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第11条		
<b>例規番号</b>	令和3年規則第13号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (行政処分)</p> <p>第11条 町長は、許可業者がこの条例に違反して不適當な行為をした場合は、警告を行う。</p> <p>2 前項に規定する警告を行ったにもかかわらず、継続して違反行為をしたときは、期間を定めてその業務を禁止し、又はその許可を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日